
SATO 社会保険労務士法人より

労働保険料第 3 期納付のお知らせ

平成 23 年度第 3 期の労働保険料の納付時期が近づいています。

都道府県の労働局等より労働保険料の納付書が到着している事業場の方は、納付期限までに納付手続を済ませるようお願いします。

【第 3 期の労働保険料とは？】

毎年 4 月～翌年 3 月までの「賃金の見込み額」に「業種ごとの労災・雇用保険料率」を乗じた金額のことを「概算保険料」といい、その年の 7 月 10 日までに、保険料額を労働基準監督署等に申告しています。

この「概算保険料」は保険料額が一般的には 40 万円以上の場合（例外もあります。）、あるいは労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合に、3 回に分割して保険料を納付することが出来ます。

3 分割をした概算保険料の最後の納付が「第 3 期の労働保険料」となります。

概算保険料の 3 分割は、毎年 7 月の保険料額の申告の際に 3 分割を選択している場合だけ適用されます。

3 分割をしているかどうかは、会社保管の「労働保険料申告書（事業主控え）」をご確認下さい。

【納付の事務について詳しく！】

- 平成 23 年度第 3 期の概算保険料はいつまでに納付するの？（納付期限）

✓ 一般の事業主の納付期限 平成 24 年 1 月 31 日（火）

✓ 労働保険事務組合に事務を委託している場合 平成 24 年 2 月 14 日（火）

労働保険事務組合に事務を委託している場合は、事務組合にご確認ください。

- 納付できる場所は？

✓ 銀行、郵便局などの金融機関

✓ 事業場を管轄する労働基準監督署

✓ 事業場を管轄する労働局

労働保険事務組合に事務を委託している場合は、事務組合にご確認ください。

- 納期限までに納付されなかった場合は？

労働局より、納付期限を指定した督促状が届き、記載の納付期限までに納付されない場合には「延滞金」が発生してしまいます。必ず納期限までに納付しましょう。

- 誤って納付書を紛失してしまった場合は？

✓ 管轄の労働局に連絡し、再発行の手続きを行い、再交付された納付書で保険料を納付してください。

✓ 納付書のコピーなどが手元にあり、記載項目がわかるようであれば、白紙の新しい納付書に再度、

金額等を記載した納付書で納付をしてください。

● 納付書を修正してしまった場合は？

納付書には、日付、納付額、住所、氏名等が印刷された状態で届きます。印刷された項目を訂正線等で修正することはできません。

もし、何らかの修正や加筆をしてしまった場合は、紛失した場合と同様の再発行、或いは再作成をする必要があります。

(社名や所在地等が違う場合でも、一旦は到着した納付書で保険料納付し、その後改めて、労働基準監督署等で変更手続きを行ってください。)

【納付書ってどんな書類？】

下記の書類が、会社情報や納付額など印刷された状態で事業場に到着します。

赤枠部分は、平成23年度第3期目の納付であることを表示しています。

23年度と記載されています

このお知らせでは「領収済通知書」のことを「納付書」と表記しています。

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥01123456789

取扱庁名: 30840 東京労働局 ※取扱庁番号: 00075331

徴収勘定: 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 平成 年度

納付の目的: 1. 平成 年度 概算 3 期

納付の場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内	労働保険料	十億千百万千百十円
内	一般提出金	十億千百万千百十円
納付額(合計額)		十億千百万千百十円

あて先: 〒102-8307 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

東京労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

23年度概算3期と記載されています